### 申告が必要です

平成19年度住民税を、税源移譲前の税率を適用した額まで減額し、減額後の税額とすでに納付済みの税額との差額が還付されます。 対象となる方

平成18年中に所得があり、所得税が課税されていたが、平成19年中には所得が減少し、所得税の課税がされなかった方

ただし、次の方は対象外となります。

申告分離課税分の所得税が課税されている方 寄付金控除や生命保険料控除など、人的控除 (扶養控除・障害控除等)以外の控除額の増加 や、住宅ローン控除等によって所得税が課税さ れない方

平成19年中に亡くなられた方

平成20年1月1日現在、国内に居住されてい ない方

申告期間 平成20年7月1日~31日まで 申告手続 「平成19年度分町・県民税減額申告 書」を平成19年度の住民税を課税した市区町村 へ提出

減額申告書の配布については、次月以降の広報でお知らせします。 固 町税務課 2 1 5 2



### (参考)

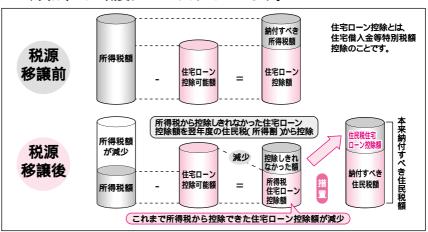
給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」(上記見本の△欄)が記載され、この金額が源泉徴収票の見本の⑤欄より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

なお、平成19年以降に入居した場合は、 住民税の住宅ローン控除の適用はありません。新たに所得税の住宅ローン控除制 度の特例が設けられましたので、所管の 税務署にお問い合わせください。

## 「住宅ローン控除」を受けている方へ

国から地方への税源移譲により、所得税が減額され、控除できる住 宅ローン控除額が減る場合があります。

この控除額の減少分は「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出 することで、平成20年度分以降の住民税から控除することができます。 今回は、その概要についてお知らせします。



住宅ローン控除減少分を住民税から控除するには?

正七日 ク 注称パクガ を住民代の り注がするには:	
対象となる方	次の要件すべてを満たす方 すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方 平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方 税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ロー ン控除の金額が発生した方
計算方法	住宅ローン控除額 =(1)(2)のいずれか少ない金額 - 税源移譲後の税率で算出した19年分の所得税額 (1)住宅借入金等特別税額控除可能額 (2)税源移譲前の税率で算出した19年分の所得税額
申 告 先	「住宅借入金等特別税額控除申告書」 1を下記のいずれかに提出していただきます。 町税務課 給与所得者で年末調整が済んでいる方(源泉徴収票を添付) 税 務 署 確定申告を行う方
申告期限	町役場・税務署ともに平成20年3月17日(月) 該当する方については、毎年の申告が必要になります。
適用となる期間	平成20年度分~平成28年度分の住民税に適用されます。

1 申告書には、「給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用」と「確定申告書を提出する納税者用」の 2 種類ありますので、ご注意ください。

・申告書の配布場所

役場税務課窓口、または町ホームページから様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

町ホームページ http://www.town.saitama-ina.lg.jp

・確定申告をされる方は、所得税の住宅ローン控除申告書および年末 残高証明書のコピーをあらかじめ準備しておくと便利です。

また、源泉徴収票も大切に保管してください。申告書作成時に金額 等を転記し、申告書と合わせて提出する必要があります。

りますので、ご注意ください。りますので、ご注意ください。 年刊、所得税は最高 5 万円が行門、所得税は最高 5 万円が担除されます。 ただし、1つの損害保険料」と「長約などで「地震保険料」の両方を支払期損害保険料」の両方を支払期損害保険料」の両方を支払がは最高 5 万円が担除されます。

・住民税では、地震保険契・住民税では、地震保険契・所得税では、地震保険契・所得税では、地震保険契・所得税では、地震保険契・所得税では、地震保険契

れます。 「地震保険料控除」が創設されました。

損害保険料控除を改組し、地震保険料控除制度が

# 償却資産の申告は 1月31日休までに

人)が使用している事業用資産をいい ます。

この償却資産は固定資産税の対象と なるため、事業主は1月1日に所有す る資産の内容を、事業を営んでいる場 所の市町村長に1月31日までに申告す ることになっています。

### 申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、また は貸し付けている方。

(なお、1月1日前1年以内に廃業、 解散または課税対象資産がなくなった 場合でも、整理の都合上、申告書にそ の旨を記入して提出してください。)

### 償却資産の種類

広告塔、看板、門、塀、舗 装その他土地に定着する土木設備など 機械および装置 コンピュータ、エ 作機械、揚重機、運搬装置、製造・加 工設備、建設機械など

車両および運搬具 ブルドーザーな

工具、器具および備品 机、いす、 ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷 暖房機器、測定機器、事務機器、医療 機器、金型など

### 申告を要しない資産

耐用年数 1 年未満または取得価額 10万円未満の償却資産で損金算入した もの。

取得価額が20万円未満の償却資産で 3年間の一括償却を選択したもの。 家庭用に使用される資産

自動車税、または軽自動車税の課税 対象である自動車、原付自転車など 税務課固定資産税係內2154

町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

# 3

4期 国民健康保険税7期 介護保険料 7期

納期内の納付にご協力ください。 町税等の納付は、便利な口座振替を ご利用ください。口座振替申込書は、 納付書に綴られているほか、役場収税 課窓口にあります。通帳・通帳使用印 をご持参のうえ、役場収税課または取 扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末 以降の納期分からとなります。

固 収税課内2143

# 得税の還付申告はお早めに 1 月4日~上尾税務署で受付開始

税務署にお問い合わせくださ

上尾税務署からのお願い 確定申告書等については、

できる要件等詳しくは、

日曜日の相談

•

申告受付

を

2月2日と3月2日に実

施

所

当するとき 宅ローンなどを利用してマイ 除などを税務署に申告するこ をした場合で一定の要件に該 ホームを取得したり、 医療費が一定額以上あるとき 分やご家族(同一生計)の病 たは全部が還付されます。 とによって、所得税の一部ま 気やけがなどにより支払った 質控除や住宅借入金等特別控 年末調整ではできない医療 住宅借入金等特別控除 医療費控除あなたがご自 増改築

場所 多目的ホール 税務課町民税係

7 7 0 尾市大字西門前577] 部門 (申告案内窓口) 上尾税務署個人課税第 1 8 0 4 上

平成19年中に会社などを退職

会社などを中途退職した方

した後、再就職していないと

還付申告の受付

上尾税務署では1月4日か

還付申告をすることが

す。 ら還付申告書の提出ができま

け付けます。ただし、譲渡所 また、 町でも次の日程で受

をお願いしています。

申告書の受付を行います。

、現金納付の窓口業務は行い

も、標記の日曜に限り、税務 定申告期間中は、平日以外で

尾税務署では、今年の確

**[において確定申告の相談** 

出していただく「自書申告」 ご自分で作成し、郵送等で提

得や贈与税の申告相談な

どは、受け付けできませ

受付日時 2月7日休・ してください。 んので上尾税務署へ提出

2月8日金9時~15時30

総合センター 2 **階** 

上尾税務署及び上尾県税事務所案内図



上尾税務署の住所 ₹362-8504 上尾市大字西門前577番地 (土・日曜、 場 所 日時 所 ります。 ません。) を受け付けられない場合があ 2月1日は研修のため相談 なお、当日は混雑が予想さ

対象 所得者 (給与収入600万円 入が600万円以下) 以下) で医療費控除を受けよ 年金受給者 (年金収

寄りの各税理士事務

給与

関東信越税理士会上尾支

占

まで)

士事務所へ(9時3分~

· 16 **時** 

~ 関東信越税理士 会 無料税務相談

い方 職者 うとする方 平成19年中の退 年末調整が済んでいな

上尾支部または最寄りの税理 電話で関東信越税理士会

2月1日金~15日金

祝日を除く)

部門 (申告案内窓口) ●77 1 8 0 4

0

**固 上尾税務署個人課税第一** く公共交通機関をご利用くだ 駐車場が狭いため、 なるべ

さい

知おき願います。 れますので、あらかじめご承